

## 令和8年度複合機7台賃貸借 仕様書

令和8年度複合機7台賃貸借については下記の仕様によるものとする。

### 1 賃貸借物品の仕様

【別表】に定めるところの他、以下のとおりとする。

- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に適合していること。
- (2) 「国際エネルギースタープログラム」に適合した機種であること。
- (3) 別表に定める個人認証機能を使用するために、複合機1台につき、1台のICカードリーダー及びICカードを附属させること。
- (4) 納品する複合機は仕様を満たす新品・未使用品に限る。

### 2 搬入・設置

- (1) 受注者は、納入機器が決定次第、農林水産省行政情報システムの登録申請に必要なMACアドレスを速やかに報告すること。
- (2) 受注者は、令和8年4月1日までに、発注者の指示するところにより搬入・設置及び賃貸借物品の使用に必要なIPアドレスの設定を行うこと。（アドレスに関しては別途指示）
- (3) FAX機能付き機器については、登録されている宛先を新しい機械に登録すること。
- (4) 搬入に伴い発生する経費はすべて受注者の負担とする。
- (5) 搬入に際し必要な資材等については受注者が用意するものとする。
- (6) 作業を終えた賃貸借物品は担当者の確認を得ること。
- (7) 搬入する際の作業時間は原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、作業時間の延長が必要な場合は、担当者へ申し出のうえ了承を得るものとすること。
- (8) 搬入に際しては7日前までに発注者に協議し、日時、方法について発注者の了解を得ること。
- (9) エレベーターを用いての搬入作業は可能とする。

### 3 保証等

受注者は、製品の引渡し後、向こう一年にわたり円滑かつ誠実に受注者負担で製品の保証を行うこと。

### 4 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの60ヶ月

### 5 搬出

- (1) 上記4の賃貸借期間満了時には、発注者の指示するところにより、設定情報の初期化及びHDD・SSDに保存されたデータをすべて消去するか暗号化することによって第三者から取り出されることのないように設定をするとともに、ただちに賃貸借物品を搬出しなければならない。ただし、賃貸借期間満了後も賃貸借物品について継続して賃貸借を行う場合は、当該賃貸借期間満了時に搬出を行うものとする。

(2) 搬出に伴い生じる費用は、設置場所の復旧に要する経費を除き、すべて受注者の負担とする。

## 6 情報セキュリティの確保

- (1) 本調達の受注により知り得たすべての事実については、契約期間中はもとより、契約終了後においても永久に外部に漏らしてはならない。
- (2) 本業務の実施にあたり、情報が漏洩した場合には、直ちに発注者に報告を行い、指示に従うとともに、障害が発生した場合には、その損害について賠償すること。

## 7 環境配慮のチェック・要件化

### (1) 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（グリーン購入法（平成12年法律第100号））を遵守するものとする。

### (2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境配慮のチェック・要件化実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- |  |
|--|
| ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。   |
| イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。 |
| ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。  |
| エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。   |
| オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。  |
| カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。   |

## 8 その他

- (1) 作業（搬入時）において、養生等を施し、施設及び既存機器等に傷を付けないこと。  
建物及び建具等を損傷させた場合には、全て受注者の負担において原状回復及び修理を行うものとする。
- (2) 賃貸借契約書第3条に定める動産総合保険契約の保証範囲は一般的な動産総合保険に準拠し、  
盜難・過電流・火災・落雷を含むこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うこと。
- (4) 受注者は、納入作業、打ち合わせの際等に知り得た情報を一切外部に漏らしてはならない。
- (5) 運用に必要なマニュアル及び資料等は、紙媒体により1台ごとに各1部提供すること。
- (6) ネットワークスキャナ機能、ネットワークプリンタ機能の使用にドライバソフト等が必要となる場合はあわせて必要数を納入すること。

## 別表

### 履行場所一覧

相談内容	相談名	所轄地	審査書	該当部署
近畿震度改訂	京都市上京区西院通に在る者等に下ろし子院町		075-414-0046	生産部、農村振興部、京都府拠点
近畿震度改訂大阪府拠点	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪市役所4号館6階		06-5943-6691	地方事務室
近畿震度改訂奈良県拠点	奈良市宇陀町387、向島3番5号合併町会館		0742-33-8720	地方事務室